

広島県水道広域連合企業団管理規程第12号

広島県水道広域連合企業団企業長の選挙に関する規程を次のように定める。

令和5年3月31日

広島県水道広域連合企業団企業長 湯 崎 英 彦

広島県水道広域連合企業団企業長の選挙に関する規程

(趣旨)

第1条 広島県水道広域連合企業団（以下「企業団」という。）の企業長の選挙については、広島県水道広域連合企業団規約（以下「規約」という。）第12条第1項から第3項までに規定するもののほか、この規程の定めるところによる。

(選挙長)

第2条 企業長の選挙を行うときは、選挙長を置く。

2 選挙長は、事務局長の職にある者をもって、これに充てる。

3 選挙長は、この規程に定める企業長の選挙に関する事務を担当する。

(選挙立会人)

第3条 選挙長は、企業団の職員又は構成団体（規約第2条に規定する「構成団体」をいう。以下同じ。）の職員の中から、本人の承諾を得て、2人以上の選挙立会人を選任する。

2 選挙立会人は、正当な理由がなければ、その職を辞することができない。

(選挙期日の通知)

第4条 選挙長は、選挙を行うときは、当該選挙の期日を構成団体の長に通知しなければならない。

(候補者又は推薦者の届出)

第5条 候補者となろうとする構成団体の長は、前条で通知した選挙期日の前日までに、別記様式第1号による広島県水道広域連合企業団企業長選挙候補者届出書によってその旨を選挙長に届け出なければならない。

2 他の構成団体の長を推薦しようとする構成団体の長は、推薦する当該構成団体の長にその旨を通知のうえ、前条で通知した選挙期日の前日までに、別記様式第2号による広島県水道広域連合企業団企業長選挙候補者推薦届出書によってその旨を選挙長に届け出なければならない。

3 前項の規定により推薦された当該構成団体の長が、前条の規定により通知された選挙期日までに、辞退する旨の届出をしないときは、これを承諾したものとみなす。

4 選挙長は、届出受理後、構成団体の長に対し、候補者の届出状況を通知しなければならない。

(投票)

第6条 投票は、1人1票に限る。

2 構成団体の長は、前条第4項で通知された候補者の中から企業長の当選人とすべき者

1 人の氏名を別記様式第3号による広島県水道広域連合企業団企業長選挙投票用紙（以下「投票用紙」という。）に自書して、投票しなければならない。ただし、前条第1項及び第2項に規定する届出がないときは、構成団体の長の中から企業長の当選人とすべき者1人の氏名を投票用紙に自書して、投票しなければならない。

3 投票は、規約第12条第2項の規定による場所において、選挙の当日の午前9時から午後4時までに行わなければならない。

4 選挙長は、構成団体の長の全てが投票したときは、投票を終了することができる。

5 選挙長は、投票に2人以上の選挙立会人を立ち合わせなければならない。

（不在者投票）

第7条 構成団体の長で選挙の当日、公務等に従事すると見込まれる者の投票については、その現在する場所において投票用紙に投票の記載をし、これを当該構成団体の職員に持参させることにより行わせることができる。

2 前項の規定により投票をしようとする構成団体の長は、選挙長に対して、投票用紙の交付を請求するものとする。

3 選挙長は、前項の規定による請求を受けたときは、直ちに投票用紙をその請求をした構成団体の長に交付しなければならない。

4 前項の規定により、投票用紙の交付を受けた構成団体の長は、選挙長に対し、選挙の当日の午後4時までに選挙会会場に投票が到達するように持参させなければならない。

5 不在者投票による投票用紙は、選挙長が保管し、第12条に該当する場合を除き、選挙の当日に選挙長が投票箱に投票する。

6 選挙長は、不在者投票の希望の有無にかかわらず、投票用紙をあらかじめ交付することができる。

（繰延投票）

第8条 天災その他避けることのできない事故により、投票を行うことができないとき、又は更に投票を行う必要があるときは、第4条の規定にかかわらず、更に期日を定めて投票を行わせなければならない。この場合において、選挙長は、直ちにその旨を構成団体の長に通知しなければならない。

（選挙会）

第9条 選挙長は、2人以上の選挙立会人の立会いのもとに、選挙会を開いて投票を点検し、当選人を定めなければならない。

2 投票の効力は、選挙長が選挙立会人の意見を聴いて決定しなければならない。

3 選挙会は、選挙長指定場所で開く。

（無効投票）

第10条 企業長の選挙の投票については、次の各号のいずれかに該当するものは、無効とする。

(1) 所定の用紙を用いないもの

- (2) 候補者でない者の氏名を記載したもの
- (3) 1 投票中に 2 人以上の候補者の氏名を記載したもの
- (4) 候補者の氏名のほか、他事を記載したもの。ただし、職業、身分、住所又は敬称の類を記載したものは、この限りでない。
- (5) 候補者の氏名を自書しないもの
- (6) 候補者として何人を記載したかを確認し難いもの
(当選人)

第11条 当選人は、有効投票の最多数を得た者とする。ただし、有効投票の総数の 4 分の 1 以上の得票がなければならない。

- 2 当選人を定めるに当たり得票数が同じであるときは、選挙会において、選挙長がくじで定める。

(無投票当選)

第12条 第 5 条の規定による届出のあった候補者が 1 人であるとき、又は 1 人となったときは、第 6 条から前条までの規定にかかわらず、投票は行わない。

- 2 前項の場合において、選挙長は、選挙会を開き、当該候補者をもって当選人と定めなければならない。

(当選の告知)

第13条 選挙長は、当選人が定まったときは、直ちに当選人に当選の旨を告知しなければならない。

(選挙結果の報告)

第14条 選挙長は、選挙の結果を直ちに構成団体の長に対して報告しなければならない。

(委任)

第15条 この規程に定めるもののほか、選挙に関し必要な事項は、選挙長が別に定める。

附 則

この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

別記様式第 1 号（第 5 条関係）

広島県水道広域連合企業団企業長選挙候補者届出書

私は、広島県水道広域連合企業団企業長の候補者として、広島県水道広域連合企業団企業長の選挙に関する規程第 5 条第 1 項の規定により、届出をします。

年 月 日

広島県水道広域連合企業団選挙長 様

公職名		
氏 名		印

別記様式第 2 号（第 5 条関係）

広島県水道広域連合企業団企業長選挙候補者推薦届出書

(ふりがな) 推薦候補者氏名	
公 職 名	

私は、上記のとおり候補者を推薦し、広島県水道広域連合企業団企業長の選挙に関する規程第 5 条第 2 項の規定により、届出をします。

年 月 日

広島県水道広域連合企業団選挙長 様

届出者
公職名

氏 名

印

年 月 日 執行

広島県水道広域連合企業団企業長選挙投票用紙

○ 注 意

- 一 企業長とすべき者の氏名を、欄内に一人書くこと。
- 二 氏名のほかは何も書かないこと。

企業長とすべき者の 氏名